

## 平成23年及び28年社会生活基本調査 匿名データの作成方針（案）

## 1 基本的な考え方

本調査の匿名データ化については、「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」（平成21年2月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）の匿名化処理基準に準拠した秘匿措置を講じて作成・提供する。

ただし、社会情勢の変化や他調査の作成方法を勘案し、当該年次の特性に応じた措置を講じる。

## 2 作成する匿名データの構成概要

今まで作成を行ってきた社会生活基本調査に係る匿名データと同様、以下の匿名データを作成する。

	調査票の種類	調査本体の標本の大きさ	リサンプリング率	匿名データの標本の大きさ
平成23年	調査票 A	約 74,000 世帯	80%	約 59,000 世帯
	調査票 B	約 4,300 世帯	80%	約 3,400 世帯
平成28年	調査票 A	約 78,000 世帯	80%	約 62,000 世帯
	調査票 B	約 4,400 世帯	80%	約 3,500 世帯

## 3 適用する匿名化処理

本調査では、ガイドラインの匿名化処理基準に準拠した匿名化処理を適用する。

なお、新規及び廃止の調査項目、調査対象並びに社会情勢の変化等による変更点は以下のとおり。

## (1) 新規の調査項目

ふだんの健康状態（平成23年～：調査票 A・B）

希望する1週間の就業時間（平成23年～：調査票 A・B）

勤務形態（平成23年～：調査票 A・B）

年次有給休暇の取得日数（平成23年～：調査票 A・B）

仕事からの年間収入（平成23年～調査票 A・B）

スマートフォン・パソコンなどの使用状況（平成28年：調査票 A）

育児支援の利用の状況（平成23年～：調査票 A・B）

## (2) 廃止の調査項目

携帯電話、パーソナルコンピュータその他の情報通信に関連する機器の使用の状況（平成23年～：調査票 A、平成28年：調査票 B）

子の住居の所在地（平成28年：調査票 A）

通勤時間（平成28年：調査票 A）

週休制度（平成23年～：調査票A）

連続した休暇の取得状況（平成23年～：調査票A）

インターネットの利用の状況（平成23年：調査票A）

居住室の数（平成23年～：調査票A・B）

（3）調査対象の変更

介護の状況

平成18年調査までは10歳以上を対象としていたが、平成23年調査以降は15歳以上を対象に変更。

ふだんの健康状態

平成23年調査では15歳以上を対象としていたが、平成28年調査は10歳以上を対象に変更。

（4）社会情勢の変化等

- ・ 年齢のトップコーディング（平成23年～）

人口高齢化により、85～89歳の割合が増加したため、85歳以上を90歳以上に引き上げる。